

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：14403
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2013～2016
 課題番号：25381254
 研究課題名(和文)リーガル・リテラシーを育む消費者市民教育 -教員養成課程で活用できる教材開発-

 研究課題名(英文)Consumer Citizenship Education for Fostering Legal Literacy: Developing Materials for Teacher Training Course Students

 研究代表者
 大本 久美子(OHMOTO, Kumiko)

 大阪教育大学・教育学部・教授

 研究者番号：30548748

 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：公正で持続可能な社会の形成者としての「消費者市民」を育成するために、リーガルリテラシーを育むことが重要であるという認識のもと、本研究では、リーガルリテラシーを育む消費者市民教育のカリキュラム開発を行い、教員養成のための大学授業シラバスと教材を提案した。海外の先駆的な取組の視察調査などから課題を把握し、子どもの発達段階に合わせた教育課題を明確にした。コンシューマー・リーガルリテラシーの道徳的要素を『配慮、思いやりによって自らの行動に責任を持つ』と『道徳、倫理、社会的正義の判断によって意思決定し、社会の一員として協働し社会参画できる』こととし、それらを育むことができる授業内容と教材を開発した。

研究成果の概要(英文)：To create a just and sustainable society, consumer citizens must have the knowledge and sense of responsibility to make informed decisions and take action. We have called this ability and knowledge consumer legal literacy. Our research has developed a curriculum for teaching consumer legal literacy within the framework of consumer education. Specifically, we created a syllabus and teaching materials for university students studying to become teachers. Following observations of innovative consumer education programs in Australia and Singapore, we created this curriculum that simplifies ethical concepts and varies by education level. Ethical decision making and acting with a sense of responsibility and consideration for others are necessary skills for consumer citizens who wish to better society. The curriculum we have created is one effort to contribute to this objective.

研究分野：教科教育

キーワード：消費者市民教育 リーガルリテラシー 大学生 教員養成 授業シラバス 教材冊子

1. 研究開始当初の背景

2012年8月“消費者教育推進法”が成立し、消費者教育を充実させることが国や自治体の責務として位置づけられた。消費者教育の体系化シートの分野別目標の一つに「商品などの安全」が挙げられ、「リスクの予見・回避能力」や「トラブル対応能力」の育成が盛り込まれているが、これらの内容を含んだ消費者教育はあまり周知されていない。一方、海外に目を向けると、北欧閣僚評議会消費者問題委員会は、1995年から3回にわたって消費者教育推進のためのガイドラインを作成している。その内容は、北欧4カ国の小学校から高等学校までの教育機関における消費者教育について共通に取り組めることができるよう調整されたもので、ここでは、自立・共同・共生に基づく成熟社会へ向けた消費者教育モデルが提案され、学校を卒業するまでに習得しなければならない事項が明記されている。その一つに「製品の安全性と生活上の安全」があり、具体目標の中に、事故を防ぐことへの理解や法対策に関連するキーワードが見られる（『北欧の消費者教育』新評論、大原明美 2003）。ガイドラインの最新版では、持続可能な消費とメディア・テクノロジー リテラシーの視点が強調されている。

そこで、わが国の消費者教育の充実に向けて海外の事例なども参照し、「生活上の安全」も視野に入れた消費者教育において、子どもたちに育成したい力は何なのかを検証し、そのような力を育成できる教員を養成することは急務であると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「安全」かつ「公正」で「持続可能」な消費者市民社会を形成する一員として、子どもたちにどのような力の育成が必要か、グローバルな視点から検証し、その力を育むことができる教員養成のカリキ

ュラムを開発することである。

そこで、以下のような手順で研究を進める。

(1) 国内の教員養成系大学・学部を中心とした法教育・消費者教育関連のシラバス調査による消費者市民教育のカリキュラムの検討 (2) 国内のインターナショナルスクール・海外(豪州・北欧)の先駆的な取り組みの視察及びカリキュラム調査による具体的課題の把握 (3) 子どもたちに育成する力の検討 (4) 子どもの発達段階にあわせた教育課題の明確化及びリーガルリテラシーを育む消費者市民教育の教材開発と試行的教育実践およびその評価

3. 研究の方法

(1) 国内外の消費者教育及び法教育の先駆的事例を把握するために、海外は豪州・北欧の先行研究と資料を収集し、視察調査を行う。国内はインターナショナルスクールのヒアリングや授業参観を行う。

(2) 育成したい力や教育課題を明確にするために、小中高の発達段階別の教育課題や発達課題について検討する。

(3) これらをふまえ、リーガルリテラシーを育む消費者市民教育の教材を及び教員養成課程の大学授業シラバスを開発する。

4. 研究成果

(1) コンシューマー・リーガルリテラシーの概要

「安全」かつ「公正」で「持続可能」な社会を形成するために、その社会の一員である消費者市民には、様々なリテラシーが必要である。その一つを「コンシューマー・リーガルリテラシー＝法的、倫理的、道徳的な見方や考え方で消費者市民として課題解決できる力」とし、これらを育む教育のあり方を研究した。

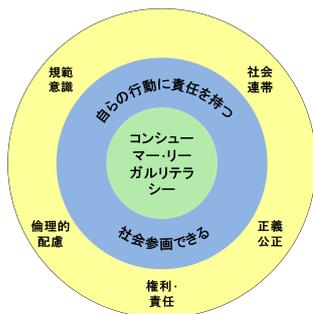
「公正」に関わる概念を整理するために、

日本のナショナルカリキュラムの道徳の記述と「法に関する教育カリキュラム」(東京都教育委員会)を参照し、コンシューマー・リーガルリテラシーの要素を検討した。その結果、「公正」に関わる道徳的概念を「法や倫理・道徳などの規範意識、正義公正、権利・義務(責任)、社会連帯、倫理的配慮」の5つとし、コンシューマー・リーガルリテラシーの道徳的要素を「責任感、配慮、思いやりによって自らの行動に責任を持つ」「道徳、倫理、社会的正義の判断によって、意思決定し、社会の一員として協働し、社会参画できる」の2つを提案した。具体的な消費生活場面で育成したい力の例として、

公正なルールや配慮、責任の道徳によって相互の権利義務や利害を認識し、他者の権利を不当に侵害しないように配慮した「選択力」

他者への配慮や相互の合意によって調整し、交渉できる力

バランスの良い選択、判断によって行動できる力などを挙げた。



コンシューマー・リーガルリテラシーを育むことは、生活上のトラブル解決やリスクの予見、回避能力の育成につながる。そこで、自らの行動に責任を持ち、なおかつ「公正で持続可能な社会や市場の形成」に参画できる行動力を身につけるための学習内容を次に検討した。

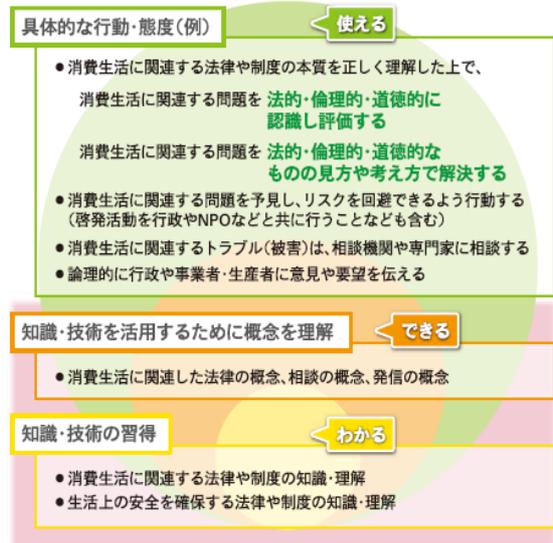
(2) コンシューマー・リーガルリテラシーを育む学習内容

消費生活に関連する法律や制度の本質を

正しく理解した上で、消費生活に関連する問題を法的・倫理的・道徳的に認識し、評価することやそのようなものの考え方で解決するためには、法律や制度の知識理解や概念理解が不可欠である。以下に示した図は、知識理解が黄色、概念理解がオレンジである。学んだ知識や技術を使って、緑の具体的な行動・態度に結びつけるためには、黄色とオレンジをあわせたピンクの部分、つまり「法律や制度がなぜつくられるのか」、「消費者としての選択がなぜ必要なのか」などの学習が重要である。

以下に提案したような内容の学習を通して、先に述べた育成したい力を育むことができる、具体的な学習プログラム例を8つ提案した。

学習内容の具体



『消費者教育』第35冊

- 消費者の権利と責任は何か
- 消費生活に関連した法律や制度とは何か
- 生活上の安全を確保する法律や制度とは何か
- なぜ、ルールやきまり、法律が必要か(法や制度がなぜつくられるのか)
- 消費者としての選択がなぜ必要か
- 限られた資源をいかに活用するか(なぜ大切に使うのか)
- 消費者と企業の双方が権利と責任を有する理由は何か
- 消費者の安全を守るために企業や行政ができることは何か
- 消費者の意思決定に影響を与えるものは何か
- 消費者の意思決定に妥協が伴う理由は何か
- 正しい情報に基づいた判断、意思決定を行うために何が必要か
- なぜ人々は社会に参加するのか
- 私たちはどのように社会に参加、貢献できるのか

各学校段階の教育課題と学習プログラム例

小学生			中学生	高校生
低学年	中学年	高学年		
道徳的価値の形成・自己の生き方をみつめる			人間としての生き方をみつめる	社会の一員としての自己の生き方の探求
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣を身に付け約束やまわりを守ることを重視する 生活の中にある危険を察知できる感性、習慣を養う 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な体験や人間関係を広げる学習の中で規範意識を形成する 危険なことの本质を理解し、生活場面を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の一員としての役割と責任を自覚させ、社会的コンピテンシ(有能感)を獲得させる 相手の立場の理解と支えあい 自己肯定感の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 正義の意義を理解し、公正公平な社会実現への意欲を持つ 社会の一員としての自覚が芽生えるような大人との出会い 	<ul style="list-style-type: none"> 社会の一員としての自己の生き方を探究したり、議論したり考えたりする学習を通して、道徳的実践力を身につける 社会の一員としての責任を自覚し、より良い社会づくりに貢献する(リコールや食品表示など、生活上の安全を確保することに関心を持つことなども含む)
				住まいの選択・契約
				レンタカーの契約・利用
				ネットショッピングの偽サイト
				食品表示
				消費税の行方
				製品安全
				契約とは何か
				消費者の権利と責任

小学生から高校生までの各学校段階の道徳教育の考え方と指導の重点課題及び、8つの学習プログラム例を図に示したものである。

3) 大学生向けの授業シラバス及び教材の開発

提案した授業シラバスは、大学生自身がコンシューマー・リーガルリテラシーを身につけることができ、さらに小・中・高等学校の教員になった際に、子どもたちにそれらを身につけさせることができることを目指したものである。教員養成課程を持つ大学で実践すべき15回分の授業の特徴は、学習指導案や教材作成を取り入れ、模擬授業を行うなどアクティブ・ラーニングの要素を含むことである。授業で活用できる教材冊子を開発した。冊子には、コンシューマー・リーガルリテラシーの概要が理解できる内容だけではなく、それらを育成する学習事例や学習方法(フォトランゲージやクイズなど)も掲載し、具体的な学習をイメージできるよう工夫している。

A5変形サイズの教材冊子は5章、67頁からなる。海外の消費者教育に関連する章も設

けている。「法律、教育のプロが語る消費者市民教育」の章では消費者教育の関連分野(法教育・製品安全教育・人権教育・金融教育など)で活躍する6名の研究者から「消費者市民」の責任ある行動や学習事例のヒントとなるような話題を提供してもらい、理解を深める工夫をしている。本教材は、試作版を作成し、教材評価などを行い改良した。改良後の教材は2017年の「消費者教育論」の授業の副読本として活用予定である。

(4) 研究成果のインパクトと今後の展望

本研究の成果として、一つ目は消費者教育以外の分野で注目され、講演会講師の依頼が増加したことである。2015年10月に開催されたテクニカルコミュニケーションシンポジウムのパネルディスカッション「考えよう!学校で「取説を読むこと」を教えること」のパネリストに招聘され、製品の安全に関する学校教育の現状と今後の可能性について講演した。また2016年6月の日本弁護士連合会によるシンポジウム「民法の成年年齢引き下げを考える～消費者の視点から～」の講演講師及びパネリストに招聘され、小中高校生の消費者教育の現状と成年年齢引き下げについて講演した。さらに12月には、消費者法などの授業を担当する法教育の研究者で構成される「消費者教育としての法教育」研究会にて、「法教育としての消費者教育」研究を始める経緯や研究成果の報告を行い、その後、研究会のテーマに対して消費者教育の専門家としての助言を求められた。

以上のように、法的、倫理的、道徳的な見方や考え方で消費者市民として課題解決できる力を育む消費者教育が、様々な分野で注目されていることが実感できた。

二つ目の成果として、研究成果を「法と教育学会」においてポスター発表や口頭発表を行ったことである。異分野の法教育関係者との意見交流は貴重な機会であった。

また、研究を進める中でシンガポールの中学校の消費者教育の授業を参観する機会を得ることができ、教科書やナショナルカリキュラム等から、消費者教育のみならず、市民性の育成や道德教育を充実させていることを知った。今後は豪州だけでなく、韓国やシンガポールの教育制度なども参照しながら、リーガルリテラシーを育むことができる消費者市民教育の研究を継続したい。

幸い、「リーガルリテラシーを育む消費者市民教育としての「道德」カリキュラムの開発」が採択されている。

「道德」が特別教科化されることになった今、従来のテキスト（読み物教材）を使用した授業形態や在るべき方向性を示唆するような学習ではなく、視野を広げ、物事を多面的・多角的に捉え、多様な価値観に向き合い、道德的価値を考える姿勢や、それらを実現するための資質・能力(態度)を育むような学習が求められている。そこで必要となるのが「節度・節制」「思いやりや感謝、相互理解、寛容」「遵法精神、公正公平、社会正義、社会参画」などの価値を考え、それらを実現するための資質・能力を育む「道德」カリキュラムである。モラルや倫理観の習得を目指す消費者市民教育としての道德カリキュラムの開発を目指したい。

5. 主な発表論文

〔雑誌論文〕(計 7本)

「リーガルリテラシーを育む消費者市民教育の授業シラバスの提案 教員養成課程の大学生を対象に」大本久美子、鈴木真由子、第37冊、日本消費者教育学会、2017.9 (発行予定) 査読有

「教員養成のための消費者教育に関する一考察 「消費者教育論」の授業分析を基に」大本久美子、石川智子、『教科教育学論集』第16号、大阪教育大学、2017年

「リーガルリテラシーを育む消費者教育

のカリキュラム構想 道德教育に焦点を当てて」大本久美子、鈴木真由子、『消費者教育』第36冊、23 - 32頁、日本消費者教育学会、2016年、査読有

「コンシューマー・リーガルリテラシーに関わる概念整理」大本久美子、鈴木真由子、『生活文化研究』53、29 - 37頁、大阪教育大学家政学研究会、2016年

「コンシューマー・リーガルリテラシーを育む消費者教育の検討 オーストラリアのナショナルカリキュラムからの示唆」鈴木真由子、大本久美子、『生活文化研究』53、49 - 55頁、大阪教育大学家政学研究会、2016年

グローバル社会における消費者教育モデルの提案 消費者市民に求められるリーガルリテラシーに着目して」大本久美子、鈴木真由子、タンミッシェル、『消費者教育』第35冊、23 - 32頁、日本消費者教育学会、2015年、査読有

「高等教育機関における“法教育”としての消費者教育」鈴木真由子、大本久美子、『生活文化研究』52、53 - 59頁、大阪教育大学家政学研究会、2015年

〔学会発表〕(計 9本)

大本久美子、鈴木真由子「リーガルリテラシーを育む消費者教育(6) - 教員養成課程の大学生に向けた教材提案」日本消費者教育学会関西支部研究・実践発表会、2016.6、大阪教育大学天王寺キャンパス

石川智子、大本久美子「生活における製品事故の現状と課題」日本消費者教育学会関西支部研究・実践発表会 2016.6、大阪教育大学天王寺キャンパス

大本久美子、鈴木真由子「リーガルリテラシーを育む消費者市民教育 - 教員養成のための授業提案」日本消費者教育学会 全国大会 2016.10.2、横浜国立大学

大本久美子「高等学校家庭科における消

費者市民教育」日本家庭科教育学会 2016 年
度例会, 2016.12、東京家政学院大学

大本久美子、鈴木真由子 Consumer
Citizenship Education for Fostering
Consumer Legal Literacy ポスター発表、
国際家政学会 (IFHE) 2016 .8 大田 (韓国)

大本久美子、鈴木真由子、タンミッシェル
「リーガルリテラシーを育む消費者教育の
学習プログラム」日本消費者教育学会 全国
大会 2015.10.4、佐賀大学

大本久美子、鈴木真由子 「コンシューマ
ーリーガルリテラシーに関わる概念整理」法
と教育学会 第 6 回学術大会、2015.9、早稲
田大学

大本久美子、鈴木真由子、タンミッシェル
「リーガルリテラシーを育む消費者教育
(4) 学習者の発達段階別課題と学習内容
の検討」日本消費者教育学会関西支部研
究・実践発表会、2015,6 大阪教育大学天王
寺キャンパス

鈴木真由子、大本久美子、タンミッシェル
、「リーガルリテラシーを育む消費者教育
(5) オーストラリアのナショナルカリキ
ュラムからの示唆」日本消費者教育学会関
西支部研究・実践発表会、2015,6 大阪教育
大学天王寺キャンパス

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

大本 久美子 (OHMOTO , Kumiko)
大阪教育大学・教育学部・准教授
研究者番号 30548748

(2) 研究分担者

鈴木 真由子 (SUZUKI , Mayuko)
大阪教育大学・教育学部・教授
研究者番号 60241197

(3) 研究協力者

タン ミッシェル (Tan , Michelle)